

「	12 役務費	500 万円以上	100 万円以上 500 万円未満	100 万円未満	電話料にあつては、全額課長専決とする	に、
」						
「	13 委託料		2,000 万円以上	2,000 万円未満	工事に係る測量、調査、試験及び設計の委託に限る。	を
」		2,000 万円以上	300 万円以上 2,000 万円未満	300 万円未満		
「	13 委託料		2,000 万円以上	2,000 万円未満	工事に係る測量、調査、試験及び設計の委託に限る。	に、
」		5,000 万円以上	1,000 万円以上 5,000 万円未満	1,000 万円未満		
「	19 負担金、補助金及び交付金	500 万円以上	100 万円以上 500 万円未満	100 万円未満		を
」						
「	19 負担金、補助金及び交付金	500 万円以上	100 万円以上 500 万円未満	100 万円未満	補助金及び交付金については、1 支出負担行為以外の共通専決事項の表の規定による。	に、
」						
「	20 扶助費		100 万円以上	100 万円未満		を
」						
「	20 扶助費	1 億円以上	1,000 万円以上 1 億円未満	1,000 万円未満		に、
」						
「	21 貸付金		100 万円以上	100 万円未満		を
」						
「	21 貸付金	1 億円以上	1,000 万円以上 1 億円未満	1,000 万円未満		に、
」						
「	23 償還金、利子及び割引料		100 万円以上	100 万円未満		を
」						
「	23 償還金、利子及び割引料		1,000 万円以上	1,000 万円未満		に
」						

改める。

(熊本県教育委員会公印規程の一部改正)

第 2 条 熊本県教育委員会公印規程(昭和 35 年熊本県教育委員会訓令第 82 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「使用その他公印に関して必要な事項は」の下に「、他の法令に特別の定めがあるもののほか」を加える。

第 6 条第 2 項中「総務企画課」を「総務広報課」に改める。

第 9 条第 3 項中「総務企画課」を「総務広報課」に改める。

別表第 1 中「総務企画課」を「総務広報課」に改める。